基本計画の策定 (施設計画)

施設計画については、以下の項目に考慮し検討した。施設計画に関する平面図について図 5.1 に、 検討にあたっての留意点等について表 5.1 に示す。

- ・拠点施設について、環境学習センターの機能等を検討する。
- ・隣接する人工海浜と共用できる施設(駐車場やトイレ等)については、整備状況等を踏まえ 検討する。
- ・計画地内は、バリアフリーに配慮して整備する。

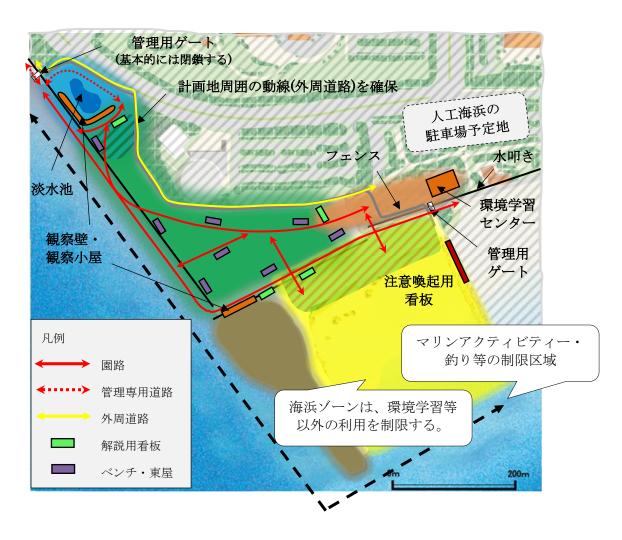


図5.1 施設計画に関する平面図(案)

表 5.1 検討項目(施設計画)

項目	施設計画(留意点)		
環境学習センター	機能		
	・園路の起点・終点となる。		
	・センター内に展示パネル等 (ex. アダンから草履や帽子を作っていたこと)		
	を設置し、学習の場として利用できるようにする。		
	・センター内部または隣接するかたちで、トイレを設置する。		
	・人工海浜の管理棟等と併設する可能性もある。		
	・オープンスペースを設けて、環境学習等に活用できるようにする。		
	外観		
	・自然環境・風景と調和するような配色にする。		
看板	解説用		
	・利用者の利便性を考慮し、各ゾーンの案内板等を設置する。		
	・生息する生物の種類等を説明する看板を設置する。		
	注意喚起用		
	・ゾーン内(園路以外)への立入りを制限する看板を設置する。		
	・隣接する人工海浜からの侵入を防止するための看板を設置する。		
	・活動(釣り、ペットの持込み等)を制限する看板を設置する。		
	・災害時における避難経路等に関する看板を設置する。		
観察壁・観察小屋	淡水池ゾーン		
	・淡水池の手前に観察壁等を設置する。		
	なお、池全体が見渡せるように配慮する。		
	ガレ場ゾーン		
	・ガレ場の手前に観察壁等を設置する。		
野ネコ、野犬の侵入予防の フェンス	・計画地内へ野ネコや野犬等が侵入しないように、全体をフェンスで囲む。		
ベンチ・東屋	・利用者が休憩できるように、適切に配置する。		
	・暑さ対策(日陰づくり)や天候を考慮し、適切に配置する。		
管理用ゲート	・環境学習センター側の管理用ゲートは、時間制限を設ける。		
	・淡水池側の管理用ゲートは、基本的には閉鎖し、維持管理用として利用する。		
園路・管理用道路	・維持管理しやすいような材質にする。(コンクリート、アスファルト等)		
	・幅員は、概ね3mを基本とする。		
駐車場	・隣接する人工海浜の駐車場を活用することを想定する。		

5.1 環境学習センター(拠点施設)について

- ・環境学習センターは、園路・管理用道路の起点・終点となる。
- ・センター内に展示パネル等(アダンから草履や帽子を作っていたことなど、植物と人々との関わりや方言名等)を設置し、学習の場として利用できるようにする。
- ・センター内部または隣接するかたちで、トイレを設置する。
- ・園路・管理用道路と施設の境界及び施設内は、段差を軽減するように配慮する。



図 5.2 環境学習センター(拠点施設)の外観及び設置する案内板・学習用パネルのイメージ

5.2 看板について

- ・各ゾーンには、ゾーンの種類、生息する生物の説明等を記載した看板を設置する(解説用)。
- ・ゾーン内への立ち入りを制限する看板、隣接する人工海浜からの侵入を制限する看板を設置する(注意喚起用)。
- ・看板等には、必要に応じて日本語以外の言語(外国語等)も記載する。



図 5.3 看板のイメージ

5.3 観察壁・観察小屋について

・淡水池及びガレ場の手前に、観察壁等を設置する。

5.4 野ネコ、野犬の侵入予防フェンスについて

・フェンスは、野ネコが越えられないように工夫する。

5.5 ベンチ・東屋について

- ・ベンチ・東屋は、設置場所の特性(植物の生育状況、景観等)に配慮し、材質・構造を検討し、適切に配置する。
- ・ベンチ・東屋は、水平面を確保する。
- ・ベンチ・東屋は、園路幅員の外側に設ける。

5.6 管理用ゲートについて

- ・環境学習センター付近と淡水池付近に管理用ゲートを設置する。
- ・環境学習センター側の管理用ゲートは、時間制限を設ける。
- ・淡水池側の管理用ゲートは、基本的には閉鎖し、維持管理用として利用する。

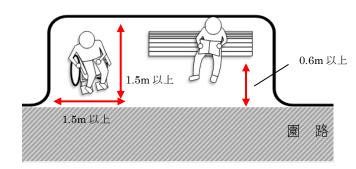


図 5.4 ベンチ・東屋のイメージ



図 5.5 各施設の外観イメージ

5.7 園路・管理用道路について

- ・園路・管理用道路の幅は、概ね3mを基本とする (利用者の散策、維持管理用の車両の通行を考慮した道幅)。
- ・園路・管理用道路の材質は、コンクリートまたはアスファルト等とする (維持管理を考慮した材質)。

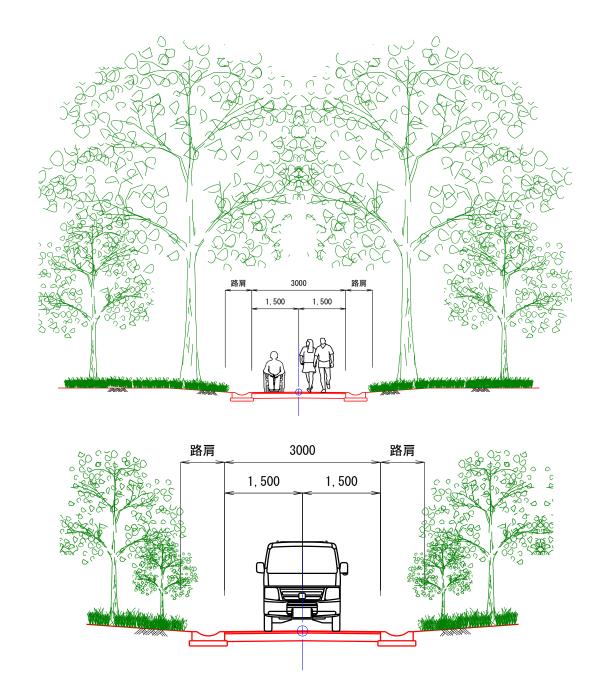


図 5.7 園路・管理用道路及び植栽のイメージ





図 5.6 園路・管理用道路のイメージ

取 扱 い	幅員		参 考
広場的な扱い。	15m以上	車道	①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小
来園者とトラック2台が すれ違いできる。	10~12m	半径は50m	半径は50m ③縦断勾配11%以下(小型道路 設計速度30km/h)、
来園者とトラック1台が すれ違いできる。	5~6m		横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装1.5~2%、 その他は3~5%
管理用トラックが入る。	3m		「道路構造令」を参考に作成 自転車道 ①1車線1m ②曲線半径は10m以上
2人歩き	1.5~2m	自転車道	
1人歩き	0.8~1m	③縦断勾配5%以下 「自転車道等の設計基準解説((社)日本道路協会)を参考に作成 歩道 ①車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ②園路の縦断勾配を5%以下とする。ただし、やむをえない場合は一部を傾斜路(縦断勾配8%以下)を含むものとする。 ③横断勾配は原則1%以下とする。	
車いす使用者対応	0.8m以上~ 1.80m以上		
並木ベルト	2m以上		
小灌木ベルト	0.9m以上		
街路並木の植込み	長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m		
注 			

- 注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。
 - 1.車いす使用者同士がすれ違える幅員は1.80m
 - 2.車いす使用者が回転できる幅員は1.5m
 - 3.車いす使用者と人とがすれ違える幅員は1.20m
 - 4.車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m(最小幅員0.8m)

出典:(社)日本公園緑地協会/造園施工管理技術編改訂25版/平成17年5月を参考に作成

(出典:(社) 日本公園緑地協会 / 都市公園技術標準解説書(平成22年度版) / 平成22年6月)

図 5.8 園路幅に関する資料